



第 6 回会合の主な意見等

令和 6 年 5 月 27 日
事務局

NTT東西のアクセス部門の運営主体の在り方

- **アクセス部門の分離に伴うコスト及び既存株主への影響**について、**NTTの試算は、会計の専門家から見て妥当**。イニシャルコスト、ランニングコストともに非常にかかる一方、ベネフィットはあまり大きくなく、その視点では**アクセス部門の分離はあまりよろしくない**のではないかと。（高橋構成員）
- アクセス部門の分離の検討は、NTTと他事業者との間の同等性をどう確保するかという議論が出発点であるため、**同等性の確保について、アクセス部門の分離以外の手段で実現可能か、また、十分かの議論が必要**。（大谷構成員、西村（暢）構成員同旨）
- 高橋構成員、大谷構成員の意見と結論同旨。NTT再編成の際は、国として株主に最大限配慮することが議論されており、現在、NTTの株式分割で株主が増えていることから、アクセス部門の分離に当たっては、**株主や株式市場への影響を十分かつ慎重に考慮すべき**。（林構成員）

NTT持株による事業の実施の在り方

- NTT再編成の趣旨に鑑みれば、現行制度は理にかなっている一方で、**公正競争の確保に影響がなければ、一定の業務を認めても支障はない**のではないかと。（林構成員）
- NTTの要望する「研究成果の事業化」は、**なぜNTT持株で行う必要があるのか、公正競争の確保に影響がないのか**等が不明確であり、**見直しには逡巡する**。（林構成員、大谷構成員同旨）
 - 研究成果を事業化する際の「**死の谷を越える**」部分について、**NTT持株で直接実施することで、効率的に事業化していきたい**。NTT持株で実施する基礎研究は幅広く、その成果がどのようなプロダクトになるかは様々な出口があり、例えば、人工光合成の技術や必要な音だけを取り出す技術等の実用化など、適用範囲によっては**公正競争の確保に支障のない範囲内で技術のマネタイズを考えることができる**。（NTT）
 - 研究成果の事業化は子会社でも実施可能であり、**なぜNTT持株で行う必要があるか冷静に議論が必要**。半導体など投資リスクがある事業を実施可能とすれば、NTT持株の目的である**電気通信役務の安定的な提供に対するリスクがある**。また、電気通信事業以外でも、電気通信事業と親和性の高いNTTデータが行うソリューション市場のような隣接市場などの公正競争に影響を与え得るものがあるため、**公正競争の確保に支障がないかは慎重に検討すべき**。（KDDI、ソフトバンク同旨）

- NTTの主張が、**あまねく責務の担保と研究の推進に影響がないものであるかどうかをしっかりと踏まえたものであれば納得が得られる**と思う。（大橋構成員）
 - **NTT持株の責務等**は果たした上で、**それに影響のない範囲で実施したい**。子会社でも実施可能ではないかとの指摘については、NTT持株は基礎研究を行うこととされており、**事業化に向けても同じ主体が行うことで円滑に進む**と考えている。（NTT）
- NTT持株の事業実施の可否については、NTT東西の活用業務と同様に、**本来業務や公正競争に支障のないことが重要である**と考えており、今後、競争事業者に対しても、それを**事前に検証する制度についてどう考えるか**意見を聞きたい。（大谷構成員）

NTTグループに関する公正競争条件の確保の在り方

- NTTに対する累次の公正競争条件は、「要請」等にとどまっており、法的安定性の担保や実効性の確保が十分ではないことから、**法的に位置付けるべき**。（西村（暢）構成員）
- **NTT東西と他事業者の間の公正競争をどの切り口で考えるか**に関して、アクセス回線や第一種指定電気通信設備、設備部門や利用部門など様々考えられるため、**丁寧に議論すべき**。（相田構成員）
- 西村（暢）構成員の意見に賛成。累次の公正競争条件は、個別に維持すべきかを検討し、**今日的にも必要なものは維持・強化し、必要性が低下したものは廃止すべき**。必要なものは、法的安定性や実効性の確保のため、電気事業法等を参考にしながら**法定化すべき**。（林構成員）
- 西村（暢）構成員の意見に賛同。NTTから見直しの要望のある**在籍出向は、見直さなければNTT持株のミッションを果たせない**ということか。また、**共同調達**は、アクセス回線の利用の公平性・中立性とはやや性質が異なり、ユーザにもメリットがあるため、**事業者間の公平性を重視するか、ユーザの利便性を重視するかといった軸を明確化すべき**。（大橋構成員）
 - **在籍出向**については、NTT東西とNTTドコモ間とのについては引き続き守っていくが、NTT持株が様々な子会社のマネジメントを行っていることから、NTT持株とNTTデータ・NTTドコモとの間については、それを**円滑に行うため見直していただきたい**。**共同調達**については、既に一部実施可能に変更されたが、**可能となる対象に役務等の商材を追加していくことでより効果が出ると考えている**。（NTT）
- 累次の公正競争条件について、「市場や競争環境の変化を踏まえた見直し」とNTTが主張しているが、NTTデータやNTTドコモは、累次の公正競争条件が課された分離当時よりも重要性が高まっており、市場に与える影響が増大していることから、**市場環境の変化を踏まえれば強化すべき**。（KDDI）

- ・ NTTドコモが完全子会社化されたことに鑑み、**累次の公正競争条件は法定化すべき**。その上で、ネットワークの公平な提供は電気通信事業法で担保されているという意見があったが、NTT東西の成り立ち、線路敷設基盤を承継しているといった**NTTの特殊性を踏まえて必要性を検討すべき**。(ソフトバンク)

電気通信事業者のグループに関する公正競争条件の確保の在り方

- ・ **グループ内の組織再編**は、競争環境に影響を与え得るものであるが、電気通信事業法や独占禁止法では対応しておらず、**法的枠組みを設けることも考えられる**のではないかと。(西村（暢） 構成員)
- ・ 公正競争の確保のためにグループ内の分離が行われてきた経緯に鑑みれば、グループ内の再編について、**一定の規模を考慮しながら審査することが必要**。審査対象については、できるだけ広く審査可能としておき、その中で適切な**閾値を設定して対象を絞って審査するのが効率的ではないか**。(林構成員)
- ・ 西村（暢） 構成員の意見に賛同。グループ内再編の審査は、公正競争の確保のために重要であり、事後的な是正は困難であるため、**審査の基準等を明確に定めて事前審査を実施すべき**。(大谷構成員)
- ・ グループ内の再編は、水平合併や垂直合併など様々であり、**公正競争に与える影響を丁寧に見ていくべき**。また、対象については、NTTだけでなく、MNOも規模が大きくなっていることを踏まえ、**どの事業者まで審査の対象にするか考えるべき**。(大橋構成員)
- ・ 累次の公正競争条件及びグループ内の再編の審査について、法的担保は必要。また、NTTは、**完全な民間事業者になりたいのか、特殊会社として存続したいのか**、という方向を目指しているのか。(西村（真） 構成員)
 - 現行の制度体系について、**現在の市場や事業の実態に合わない部分を見直すべき**と考えており、その結果として全体の在り方が定まってくると考えている。なお、今回の見直しの議論の発端となった政府保有株式については回答すべき立場にない。(NTT)
- ・ グループ内の再編について、NTTが政策的に分離されてきた経緯を踏まえれば、一般的な事業再編と異なり、**NTTの特殊性を踏まえて取り扱うべき**。(KDDI)

検証の在り方

- ・ 累次の公正競争条件等、**公正競争の確保に関する措置の「検証」**について、機能強化のためにも**検証の場や検証の具体的な手法や内容について、法定化が考えられる**のではないかと。(西村（暢） 構成員)